青森県基本計画
「選ばれる青森」への挑戦
支え合い、共に生きる

令和５年度第２回
青森県結婚応援ネットワーク会議

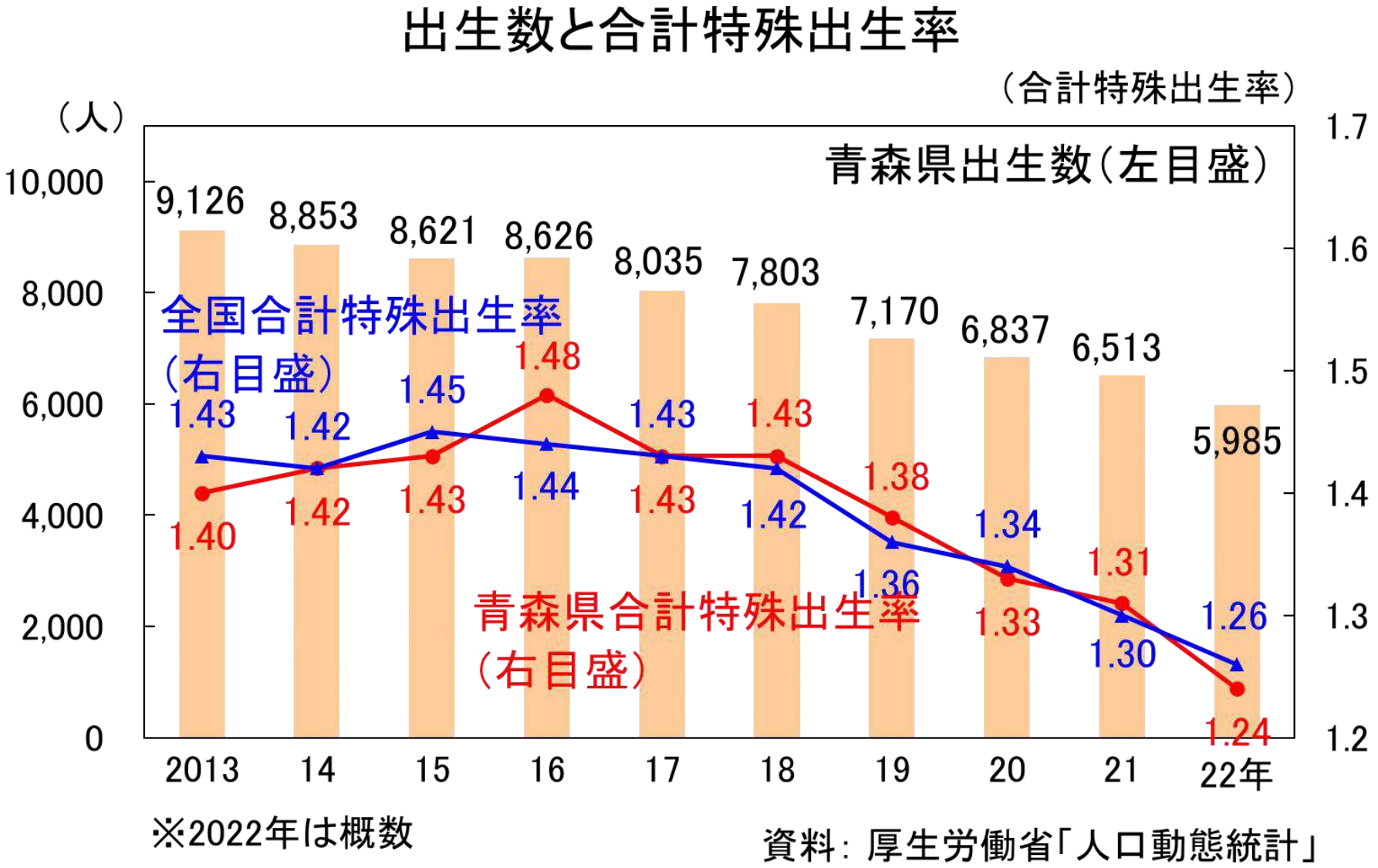
青森県の結婚支援について

あおもり
マッチング
システム

あいAIであう

令和５年12月21(木)
青森県こどもみらい課

出生数及び合計特殊出生率の推移

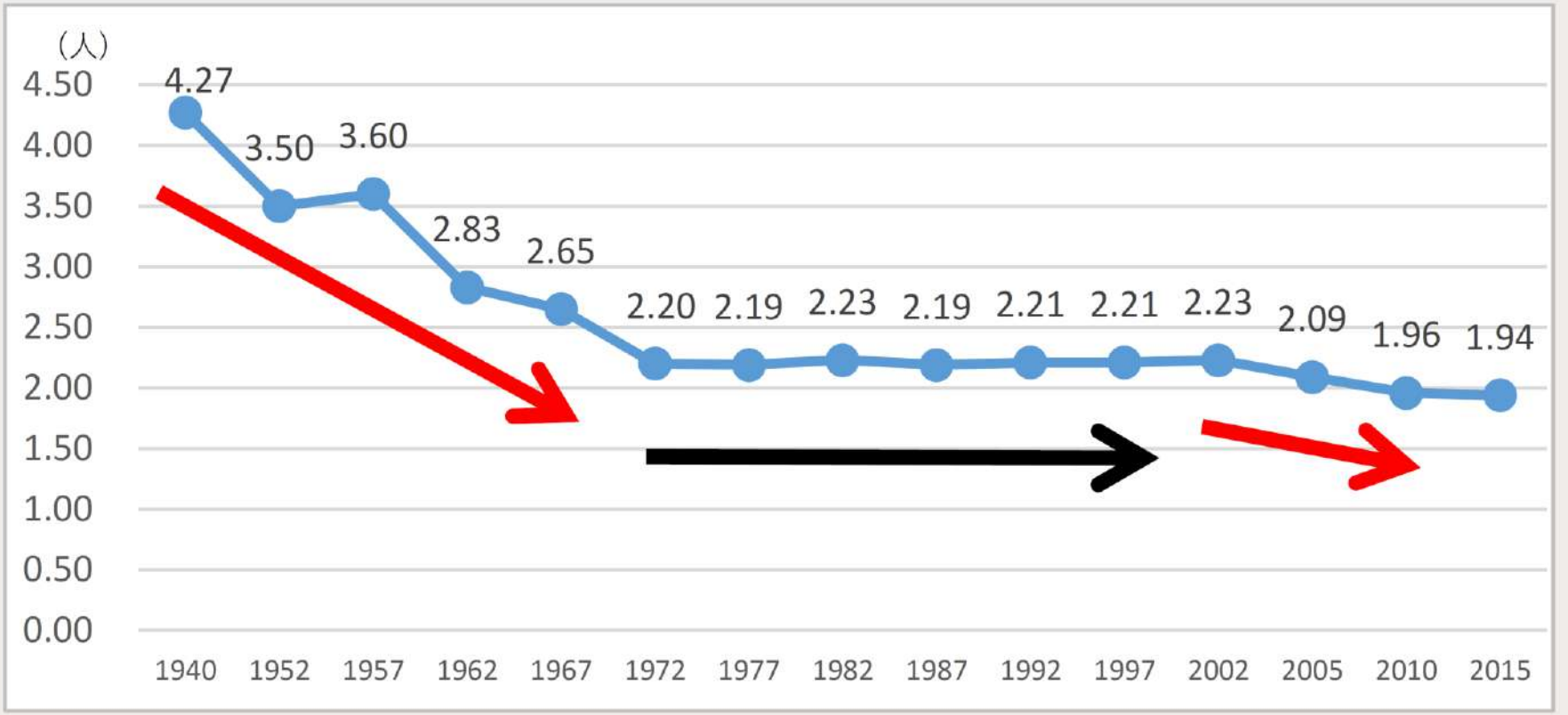


※2022年は概数

資料：厚生労働省「人口動態統計」

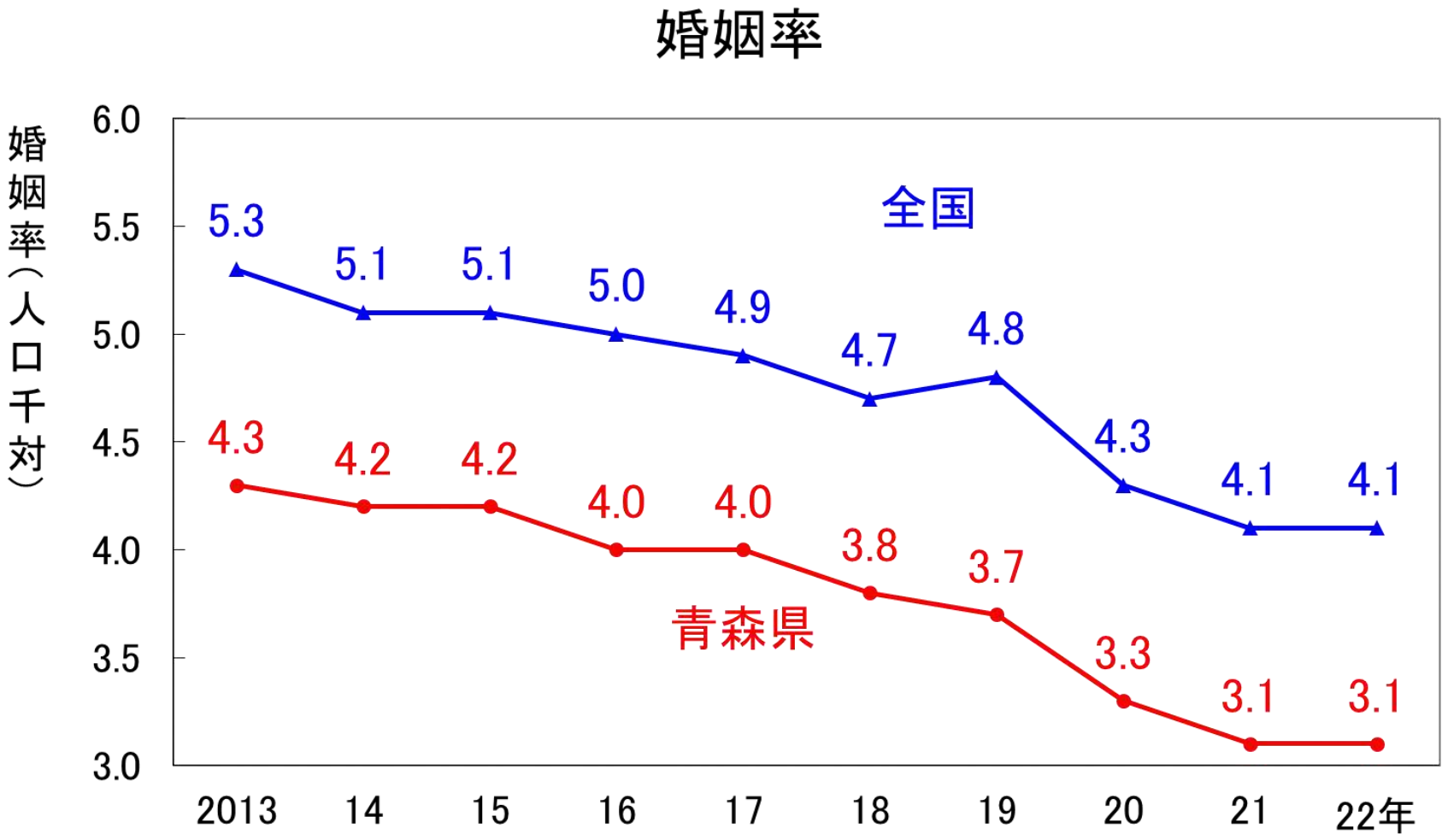
【参考】夫婦の完結出生児数

○夫婦の完結出生児数



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2015年）
　注：対象は結婚持続期間15～19年の初婚どうしの夫婦（出生子供数不詳を除く）。各調査の年は調査を実施した年である。

婚姻率の推移



※2022年は概数

資料：厚生労働省「人口動態統計」

令和５年度の取組（あおもり結婚ムーブメント創出事業）



結婚

交際中

結婚を希望

無関心層



成婚

○結婚応援パスポート
○結婚新生活支援事業
（新生活スタート費用支援）



交際に発展

○あおサポによる支援
○マッチングシステム
○婚活イベント

結婚を希望

○結婚応援イベント
○結婚支援情報誌

「結婚応援応援イベント」の開催

日程 ・ 開催場所

meets
MEETS AOMORI

8月12日（日）アピオ青森（青森市）
11月3日（祝）モルトン迎賓館八戸（八戸市）
2月25日（日）弘前パークホテル（弘前市）予定

開催内容 ※八戸会場



多様な出会いや結婚のあり方を発信

○フォーリンラブによる結婚応援トークライブ
○県内に居住する夫婦によるトークショー
○「ＡＩ（あい）であう」の紹介
○結婚を応援する企業・団体の各種ブース出展
（あおサポ、メイク講座、結婚相談所　等）

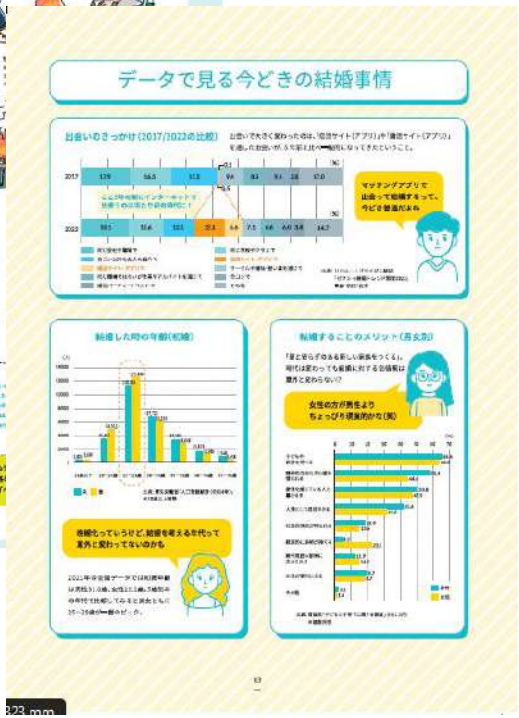
既婚・未婚を問わず、どなたでも参加可能

結婚支援情報誌の制作・配布

主に20～30代向けの情報発信







○著名人インタビュー
○「ＡＩ（あい）であう」利用方法
○婚活イベント潜入レポート
○結婚にまつわるあれこれデータ
○県及び県内市町村結婚支援情報（結婚新生活支援事業など）の掲載　等

あおもり出会いサポートセンターによる支援

あおもり出会いサポートセンター概要

青森市古川１－２０－１　メゾンビル２階
平　日　11:00～19:00（月・木定休日）
土・日　11:00～17:00
○平成23年７月　設置
○令和４年10月　37市町村（弘前市、黒石市、中泊町除く）と
共同運開始

人員体制

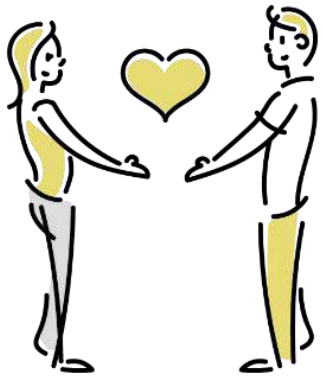
○センター長　１名
○コーディネーター　２名（ＡＩであう登録、面談等）
○フォローアップサポーター　２名（交際等のサポート）
○結婚支援コンシェルジュ　２名（市町村、企業との連携）

業務の内容

○センター運営
○マッチングシステムの登録、会員のフォローアップ
○結婚支援コンシェルジュ業務

マッチングシステム「AI（あい）であう（R5.12.1現在）

項目	件数
利用登録者数（累計）	778人
お見合い成立組数（延べ）	811組
交際成立組数（延べ）	322組
成婚退会数（外部成婚4人含む）	14人



【課　題】会員数の増加
見合成立、交際成立の増加

【利用登録料助成実施】
平川市、深浦町、七戸町

【方向性】継続した広報活動
コーディネーターによるフォローアップ

「青森結婚応援団」制度

【結婚応援パスポートを利用できる方】
・３年以内に結婚予定の方
・結婚して３年以内の方

【申請方法】
ｗｅｂ専用フォームから、必要事項（氏名、生年月日、メールアドレス、婚姻（予定）日等）を入力。すぐに利用開始。

１１月～　協賛店募集
１月４日　パスポート配布開始

利用者の流れ

①パスポート申請

②パスポート電子表示

③パスポート提示

④割引等のサービス提供



３年以内に結婚予定の方
結婚して３年以内の方

協賛店舗の流れ

ア　協賛店登録

イ　専用webサイト掲載

大盛無料、ドリンクサービス、ポイント10倍など



協賛店（飲食店、スーパー、美容室、金融機関、小売店　等）

結婚応援パスポート
専用webサイト

結婚新生活支援事業（新生活スタート費用支援）

概要

- 年収500万円以下の新婚夫婦に対して、新生活に係る家賃や引越し費用、住宅取得経費を助成するもの。
  - 夫婦ともに29歳以下の場合、**最大60万円**
  - それ以外の場合、**最大30万円**。　※金額は市町村が独自に設定可能。
- 県から市町村に対して、実施に要する経費の１／２～２／３を補助。
  - 都道府県主導型市町村連携コースは、補助率**２／３**。
  - 連携コースは、県が設定する連携した取り組みを行うこと。

実施市町村数　令和５年度１４市町村→令和６年度１６市町村（うち連携コース１２予定）



（令和２年度）
２市町村

（令和３年度）
１１市町村

（令和４年度）
１３市町村

（令和５年度）
１４市町村

令和６年度（予定）
１６市町村



※所得要件があるため、支給件数は多くない。
令和4年度は県全体で約50組の新婚世帯に支給。

結婚新生活支援事業　連携コースの要件（令和6年度予定）

現状・課題

令和5年度地域少子化対策重点推進交付金活用事業「子どもと子育て及び結婚に関する調査」

①あおもり出会いサポートセンター及びマッチングシステムの認知度が低い。
- 交際相手がいる人の27.3%がインターネットやSNSがきっかけで交際
- 「県のマッチングシステムを知らない」回答者（20～39歳の男女）の86.5%

②結婚に対する不安感が強い。

【結婚に対して不安に思うことベスト3】
- やりたいことの実現が制約される（35.8%）
- 自由に使えるお金が減る（32.8%）
- 家事育児等の負担が重くなる（26.8%）

③婚活イベントによる支援も希望あり。

連携した取組の方向性

①あおもり出会いサポートセンターやマッチングシステムについて、継続的な情報発信とともに、きめ細かな登録のサポートを実施。

②多様な出会いや結婚の在り方を伝えるとともに、ライフプランについて考える機会を提供。

③結婚支援コンシェルジュによる助言等を活用しながら、効果的な婚活イベント等出会いの機会を提供。

結婚新生活支援事業の広報

①結婚支援情報誌の制作、市町村イベント等での配布

②県及び市町村SNS(Instagram、X等）による発信

③新聞広告の実施

連携概要

自治体間連携による総合的な結婚支援

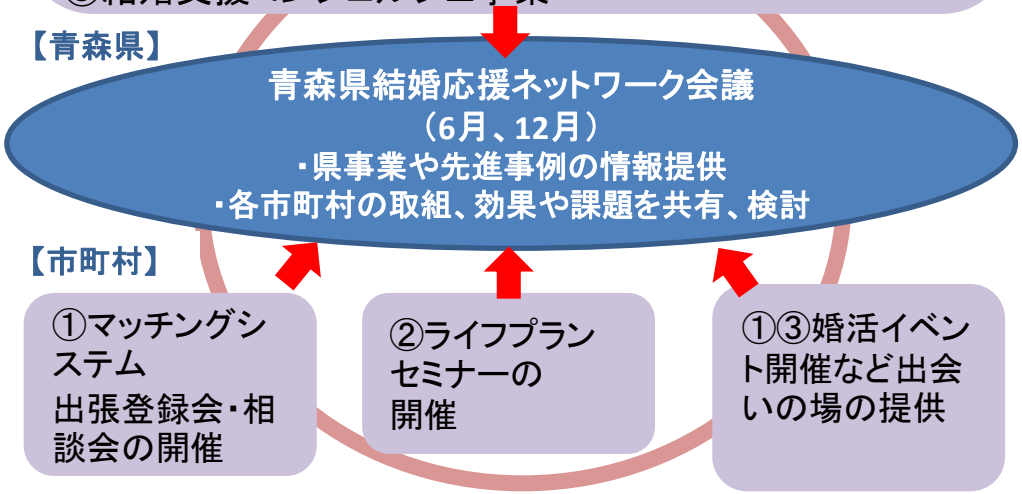
①ーア あおもり出会いサポートセンターの運営及びマッチングシステムの運用

①ーイ マッチングシステム会員募集イベントの開催

②幅広い世代への結婚支援情報の提供、結婚応援イベントの開催

結婚支援コンシェルジュの配置

③結婚支援コンシェルジュ事業



○広域的な取組を県が担い、市町村単位でのきめ細かいサポートを市町村が担う。

○出会いの場の提供については、県は市町村の協力を得て、広域でのオンラインマッチングを実施。市町村は、婚活イベント等地域内での対面での出会いを実施。

○県と市町村が役割分担しながら、取組の相乗効果を図る。

令和6年度（令和5年度補正）地域少子化対策重点推進交付金

地域少子化対策重点推進交付金
令和５年度補正予算 ９０億円

地域少子化対策重点推進事業
地方公共団体が行う以下の少子化対策の取組を支援

地域結婚支援重点推進事業（補助率：2/3、3/4）
（補助率3/4で支援するもの）
・自治体間連携を伴う取組

・AIを始めとするマッチングシステムの高度化

・**地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実**

・客観データ等に基づく地域課題の分析を踏まえた結婚支援推進モデル事業



・若い世代向けの総合的なライフデザインセミナー

※この他の結婚支援事業は補助率2/3で支援

結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：3/4）
各都道府県に、専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、各市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援



結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業（補助率：1/2、2/3）
（補助率2/3で支援するもの）
・自治体間連携を伴う取組
・地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成
・男性の育休取得と家事・育児参画の促進
・多様な働き方の実践モデルの取組
・**子育て家庭やこどもとの触れ合い体験事業**
・ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究



※この他の機運醸成事業は補助率1/2で支援

結婚新生活支援事業（補助率：1/2、2/3）
地方公共団体が行う結婚新生活支援事業(結婚に伴う新生活を経済的に支援(家賃、引越費用等を補助)する取組）を支援

【対象世帯】　夫婦ともに39歳以下
かつ世帯所得500万円未満

【対象経費】　婚姻に伴う住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用

○ **都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）**
都道府県が主導し、管内市区町村における取組の面的拡大を図りつつ、地域における切れ目ない結婚・子育て支援体制の構築を促進
【交付上限額】夫婦共に29歳以下　60万円
39歳以下(上記を除く)　30万円

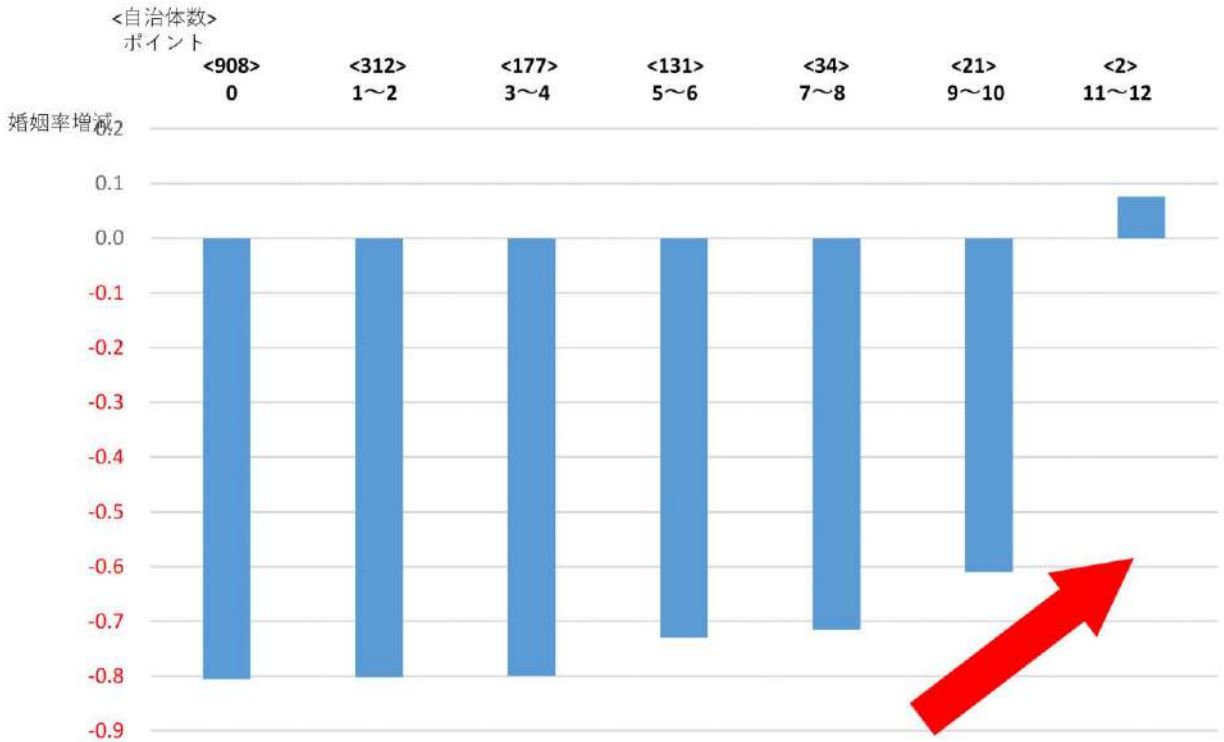
○ **一般コース（補助率：1/2）**
【交付上限額】夫婦共に29歳以下　60万円
39歳以下(上記を除く)　30万円



地域少子化対策重点推進交付金の活用と婚姻率増減

【人口3千人以上の市区町村】

地域少子化対策重点推進交付金の活用状況と
婚姻率増減（2014→2020）



○本交付金を活用し、少子化対策の取組を実施する市区町村では、婚姻率の減少が緩和している傾向。

○とくに**長期的に、地域少子化対策重点推進事業と結婚新生活支援事業の両方に取り組む市区町村では、婚姻率の減少緩和の傾向が大きい**。

（備考）1．厚生労働省「人口動態調査」、総務省「住民票調査」により作成。

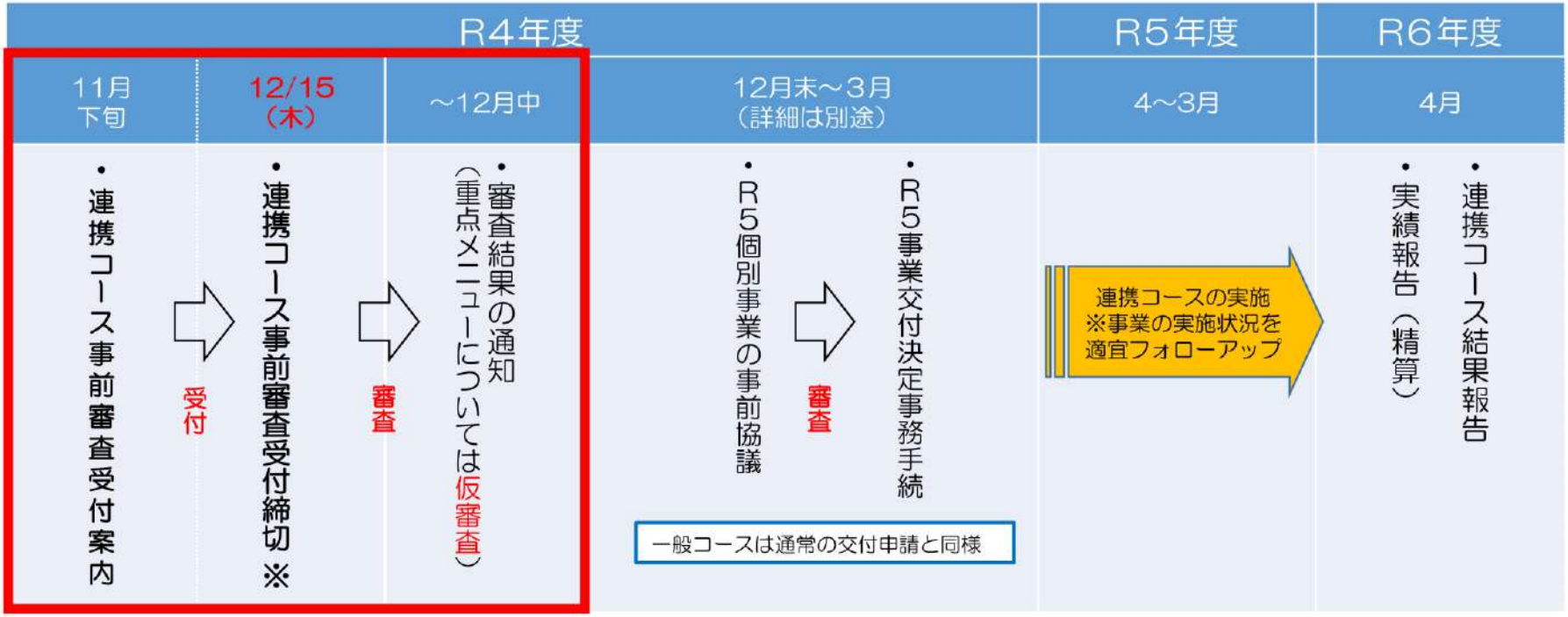
2．2021年1月1日時点で人口3,000人以上の市区町村について調査。

3．当該年度の地域少子化対策重点推進交付金に採択されている場合に、地域少子化対策重点推進事業（7か年分）及び結婚新生活支援事業（5か年分）各々を1ポイントとして、市町村毎にポイントを集計したもの（2013年～2020年分、計12ポイント）。

交付金申請スケジュール（R5）

（事前審査の実施）

- 結婚新生活支援事業都道府県主導型市町村連携コース（以下「連携コース」という。）は、協議会の設置要件のほか、都道府県が重点メニューを実施し、当該重点メニューへ連携コースの実施市町村が参画することを要件としています。
- 上記の要件を満たしていることを、交付申請の受付前に確認・仮審査を実施いたします。



※提出書類　①R5連携コース事業概要　②市町村整理表

③都道府県の重点メニュー実施計画書個票 様式2-1

⇒連携コースの選択事業のみ、金額・積算内訳書（様式2-2）記載不要